

北栄町防災マップ更新委託業務
仕様書

北栄町防災マップ更新委託業務 仕様書

(総則)

第1条 適用範囲

本仕様書は、北栄町（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ委託する「北栄町防災マップ更新委託業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 目的

住民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強いまちづくりの実現に資するため、鳥取県等が作成した各種災害予測区域図を基に、洪水、土砂災害などの災害における避難場所や、災害による人的被害を軽減するために必要となる事項を検討し、円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に提供するべく、「北栄町防災マップ」の内容及び構成を全面的に刷新し、再構築することを目的とする。

第3条 業務委託名

北栄町防災マップ更新委託業務

第4条 業務対象区域

鳥取県東伯郡北栄町 全域

第5条 履行期間

契約締結の日より令和9年3月1日まで

第6条 準拠する法律等

本業務を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠し、実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法及び同施行令、施行規則
- (2) 津波対策の推進に関する法律
- (3) 水防法及び同施行令、施行規則
- (4) 河川法及び同施行令、施行規則
- (5) 測量法及び同施行令、施行規則
- (6) 大規模地震対策特別措置法
- (7) 地震防災対策特別措置法
- (8) 鳥取県地域防災計画
- (9) 北栄町地域防災計画
- (10) 防災基本計画（中央防災会議）
- (11) 洪水ハザードマップ作成の手引き（国土交通省河川局）
- (12) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）
- (13) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局）

- (14) 鳥取県津波対策検討結果
- (15) 鳥取県地震被害想定調査結果
- (16) 北栄町財務規則
- (17) その他関係法令及び通達等

第7条 管理技術者及び配置技術者

「乙」は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する技術者を配置するものとし、管理技術者は、業務の全般にわたり、技術管理を行うものとする。

本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に「甲」「乙」十分協議を行うと共に常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

第8条 提出書類等

「乙」は、下記の書類を速やかに「甲」に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 実施計画書
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届

第9条 打合せ

「乙」は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては、「甲」と打合書を綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、「甲」の承認を得るものとする。

第10条 機密保持

「乙」は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならないものとする。

第11条 資料の貸与

本業務について必要な資料は以下のとおりとし、「乙」は「甲」より資料を借り受けるものとする。「乙」は、貸与された資料の管理を徹底し、破損汚損亡失が無いよう取り扱いには十分注意するとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

- ・既成ハザードマップデータ一式 (PDF 形式)
- ・既成ため池ハザードマップデータ一式 (PDF 形式)
- ・北栄町指定緊急避難場所 (CSV 形式)
- ・土砂災害警戒区域等データ (shape 形式)
- ・津波浸水想定データ (shape 形式)
- ・天神川水系天神川洪水浸水想定区域図 (計画規模) (shape 形式)
- ・天神川水系天神川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (shape 形式)
- ・由良川水系由良川洪水浸水想定区域図 (計画規模) (shape 形式)
- ・由良川水系由良川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (shape 形式)
- ・北栄町令和3年7月豪雨実浸水図 (PDF 形式)

- ・その他作成に必要と認める資料

第12条 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、「乙」の責任において迅速に処理するものとする。

第13条 検査

「乙」は、本業務完了後、所定の手続きを経て「甲」の検査を受けるものとする。

本業務は、「甲」の検査完了合格をもって完了とするが、納品後、成果品に記入漏れ、不備または誤りが発見された場合、「乙」が責任をもって速やかに訂正するものとする。

第14条 疑義

本仕様書及び設計書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに「甲」「乙」の協議を行い、「甲」の指示に従うものとする。

第15条 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて「甲」の所有とし、調査結果についても「甲」の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

第16条 業務概要

本業務の業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 打合せ協議
- (3) 河川洪水浸水想定区域の作成
- (4) 津波浸水想定区域の作成
- (5) 土砂災害警戒区域の作成
- (6) ため池被害想定区域の作成
- (7) 令和3年7月実浸水図の作成
- (8) 避難場所等の掲載追加
- (9) 表紙、情報面の作成
- (10) 報告書作成

第17条 計画準備

本業務を遂行するにあたり、各種法律、条例、計画、資料内容を把握するとともに、現在の北栄町における防災の実態を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務の計画準備を行うものとする。

第18条 各災害想定区域図等の作成

天神川・由良川洪水浸水想定区域図、津波災害想定区域図、土砂災害警戒区域図等を基に、各災害想定区域図の作成を行う。なお、洪水浸水想定については計画規模・想定最大

規模が住民にそれぞれ分かり易いよう考慮し作成を行うものとする。

第 19 条 防災マップ原案作成及び印刷

1. 防災マップは作成物、及び貸与された図面等を基本資料として、「甲」より示される記載すべき事項等の意見をもとに、専門知識を有しない住民にも実用的で分かり易い防災マップの作成を行うものとし、記載事項については「甲」「乙」協議のうえ決定するものとする。
2. 地図の縮尺は 1/10,000～1/15,000 程度とする。
3. 印刷の仕様は、A4 冊子フルカラー両面刷りとし、用紙は 90kg コート紙を使用するものとする。作成にあたって、デザイン等は原稿を基本とするが、詳細については協議のうえ決定するものとする。

第 20 条 報告書作成

業務全体の調査・検討結果等を取りまとめ、防災マップの更新作成方針を整理するとともに、検討経緯等を総合的に取りまとめ、業務内容を報告書にまとめるものとする。

第 21 条 打合せ協議

業務に関する打合せ・協議の回数は、原則として次の 3 回とするが、作業の進捗状況に応じて適宜行うものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時
- (3) 業務完了時

第 22 条 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 報告書 | 2 部 |
| (2) 報告書原稿データ (PDF 形式) | 1 式 |
| (3) 防災マップ印刷原稿データ (イラストレータ形式) | 1 式 |
| (4) 防災マップ原案データ (PDF 形式) | 1 式 |
| (5) 防災マップ原案データ (shape 形式) | 1 式 |
| (6) 防災マップ印刷図 (A4 冊子版) | 7,000 部 |
| (7) その他、別途提案による成果品 | 1 式 |